

## 知的財産行動規範

- 第 1 原則 一般社団法人 CRD 協会(以下「当協会」という。)の知的財産を大切にし、外部から侵害されないようにしよう。
- 第 2 原則 他人の知的財産を侵害しないようにしよう。
- 第 3 原則 知的想像力を働かせ、斬新な発想を積み重ねることによって、「当協会」の知的財産の拡大に努めよう。
- 第 4 原則 「当協会」の知的財産を経営資源として活用しよう。

2012 年(平成 24 年) 4 月 2 日  
(改訂) 2014 年(平成 26 年) 6 月 24 日  
一般社団法人 CRD 協会  
代表理事会長 増川 道夫